

### 第38回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年3月18日(金)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 25名
  - 1番 山口 忠雄
  - 2番 関 憲夫
  - 3番 高浦 芳一
  - 4番 篠原 覚
  - 5番 柳井 進
  - 6番 渡邊 久芝
  - 7番 渡邊 邦男
  - 8番 積田 雅美
  - 9番 佐久間 政男
  - 10番 多田 總一郎
  - 11番 山下 和彦
  - 12番 宮嶋 十郎
  - 13番 中川 喜一郎
  - 14番 板倉 保
  - 15番 佐久間 正夫
  - 16番 奥野 政義
  - 17番 峯下 健次
  - 19番 佐久間 保夫
  - 20番 地引 正和
  - 21番 御園 豊
  - 22番 葛田 吉弥
  - 24番 渡邊 喜一
  - 25番 笹生 猛
  - 26番 藤井 幸光
  - 27番 佐久間 清
- 5 欠席委員 1名
  - 18番 川名 康夫
- 6 出席事務局職員 4名
  - 佐久間事務局長
  - 在原副参事
  - 鈴木主幹
  - 高品副主査

◎開 会

平成28年3月18日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第38回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名康夫委員。

次に、17番、峯下健次委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

5番、柳井進委員、7番、渡邊邦男委員を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案1ページをごらんください。本件は、平成28年3月2日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は高齢となり、後継者もおらず、労働力不足のため譲りたいとのことです。譲り受け人は、自宅から近く耕作上便利であることから、譲り受けたいとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、三ツ作字井堀田です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、耕作、管理されておりました。

総会資料3ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

貸付地がありますが、田で、農業経営基盤強化促進法による利用集積により農地の集約に協力しているとのことです。

農機具については、トラクター、耕運機、草刈り機、農用トラック、管理機、噴霧器を所有しており、畑作をしているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で360日とのことです。

下限面積要件につきましては、現経営耕地面積は3,995平方メートルで、今回の申請面積1,875平方メートルを取得しますと5,870平方メートルとなり、50アール要件を満たします。

今後も地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従って耕作するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、板倉保委員。

○14番（板倉 保君） 14番、板倉です。3月10日午後2時に代理人の〇〇事務所所長と現地で会い、申請地を確認しました。申請地は位置図を見ていただければわかるように、根形中学校の東側すぐ近くにありまして、4筆を1枚にして野菜が作付され耕作されております。譲り受け人の家は、この申請地のすぐ隣といたしますか前といたしますか、くっついていまして、常日ごろ、ふだんから作物の手入れがいつでもできて便利であるとのこと。問題はないものと思われ。ご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案1号の2についてご説明申し上げます。議案2ページから3ページ、それと会議資料、総会資料4ページから8ページに本件に関する資料を載せております。

本件は、平成28年3月7日付で提出がありました。申請内容は、三箇在住の方が、経営移譲年金を継続して受給するため、後継者を変更して使用貸借しようとするものです。権利の種類は、使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、担当

地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3についてを議題といたしますが、議案第1号の3ないし議案第1号の5については、関連がありますので一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の3、4、5についてご説明申し上げます。議案4ページをお開きください。本件は、平成28年3月4日付で提出がありました。申請内容につきましては、売買と使用貸借権の設定となります。

議案番号1の3ないし議案第1号の5における譲り受け人においては、飼料用のトウモロコシ畑として利用したいとのことです。

議案第1号の3の譲渡人とは売買、議案第1号の4及び議案第1号の5の譲渡人とは使用貸借権の設定となり、譲渡人全員が譲り受け人の申し出を受け入れるものです。

会議資料9ページから14ページの位置図をごらんください。議案第1号の3、林字陣場台は、現地は畑で管理されておりました。こちらが10ページのほうになります。議案第1号の4、11ページ、永作は、現地は畑で耕作されておりました。12ページですね、済みません。14ページ、議案第1号の5、字小林は、現地は畑で管理されておりました。

総会資料15ページに、所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については、トラクター、農用車を所有しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で630日従事しているとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、現経営農地面積は1,256平方メートルであり、今回申請のありました3件の農地、合わせて4,127平方メートルの権利が許可となりました場合においては、合計で

5,383平方メートルとなり、50アール要件を満たします。

譲り受け人においては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等は、地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） ご説明の追加申し上げます。総会用資料10ページを見ていただければわかるのですが、まず議案3の1から説明申し上げます。この10ページに提示されてありますように、この隣接は全部養鶏、鶏舎が建っているわけですが、その鶏舎にこれは隣接をしております。そして、これは3月8日13時30分、申請人本人と現地にて説明をいただきました。この養鶏屋さん、昭和40年〇〇から移転されて、ここで養鶏業を営んでいる方でございます。子供さんたちは別居しておりますけれども、仕事は一体となって家族全員でやっております。そして、今回のこの義務者は、二、三年前に軽い〇〇〇を起こしまして、もう農業は、農地は管理できないということであります。そして、この土地そのものがもう既に30年前ごろから隣接地の〇〇さんに管理を委託してあった土地であります。そして、この土地そのものが赤道がなくて入り口がないために、隣であった〇〇〇〇さんが借りて飼料用作物等をつくって約30年になるわけです。現地はそういうことで、義務者は〇〇上の理由で今回両者とも話し合いがついて売買取引ということになったようでございます。そして、この申請人は、今回〇〇さんから農地面積が少ないために借りるということになったわけですが、資料の15ページにありますけれども、現在土地そのものは約〇〇〇以上保有しているわけですが、これはもともと農地、畑であったわけです。ところが、〇〇を建てるためにみんな地目変更したために農地が不足してしまったという状況になったために、今回あえて飼料用作物耕作のために友人から借りるということになったようでございます。

以上、雑駁な説明でございますけれども、農業を一生懸命やって農地も管理されているということについては事務局の説明のとおりでございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、資料15ページに牛舎等16棟があって3,854平方メートルというあれがあるのだけれども、この地目はということなのだろうか。農地のほうのあれは1,256平方メートルになっているのだけれども、牛舎等が3,800何がしの平米数があるのだけれども、これの地目はどうなっていますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 先ほど御園委員の説明がありましたとおり〇〇になっておりますので、農地という形の扱いにはなっておりませんので、〇〇が建っているものと思われま。牛舎等という形になって、〇〇という形では、うちのほうの区分の項目のほうにございませんで、牛舎等という形で表現させていただいております。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 農業委員会としては、それは普通だったら農地とか何かに当たるのではないかなと思うのです、もしそういうふうにするのだったら。〇〇いうあれになっているの、地目。

○事務局（鈴木良宏君） 地目は農業施設という形になりますので、施設用地という形になるので農地の扱いではなくなってしまうという形ですね。農業用施設用地という形になりますので。建物が建ちますと、そこが宅地とか、そういった形のものになって農地ではなくなるという形になります。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

ほかに。

どうぞ、御園委員。

○21番（御園 豊君） ちょっとその件で、牛舎、〇〇地の取り扱いについて、わからない方々がおると思いますけれども、知っている限りお話をさせてもらいたいと思います。〇〇〇〇の方々は、いろんなやはり〇〇〇な〇〇〇〇の問題を抱えまして、そしてこの畑、農地であればということであると、なかなかその〇〇〇の〇〇が大きくなれないということで、大体〇〇〇さんはそれを宅地並み課税、当然税務課のほうでかけられてきますので、そして〇〇〇〇のやりくりの一環として農地でなく雑地とか宅地等々に変更して、そして運営を賄っていくというのが、うちのほうの〇〇〇さんや〇〇〇である本人たちから伺っております。よって、先ほどもお話ししましたように、これはもともと畑だったのですが、〇〇を建てたほうは、やはりその〇〇〇〇等も含めて雑地扱い等々にしたために、農地が農業経営者の分が不足したということになって今日に至ったというような経過と聞いております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員、よろしいですね。

ほかにどなたかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案5ページをごらんください。本件は、平成28年2月22日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は従前からの貸付地であり譲りたいとのことです。譲り受け人は、これまで賃貸借してきた土地であり、自作地に近く耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料16ページから17ページの位置図をごらんください。場所は、下宮田字中谷です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕うんされておりました。

総会資料18ページに、申請者の所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、減反に協力し管理している土地とのことです。

農機具等については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で660日とのことです。

下限面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

取得する田の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を栽培し、農薬の使用方法等については、地域環境に十分配慮するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告

を求めます。

5番、柳井進委員。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井です。先日、川名委員より報告を受けましたので、発表いたします。

3月6日、譲り受け人の〇〇さんから川名さんが説明を受けたとのこと。その内容は、自宅から近くて大変便利なことと勤めを退職いたしたこともあり、譲り渡し人の〇〇さんの要望を受け入れて農業を頑張るとのことです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号の1についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、君津市の法人が、市内外の所有者から申請地を売買により取得し建て売り分譲住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成28年3月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦駅の北側約480メートルに位置し、海側区画整理区域に隣接しており、住宅と農地が混在する小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。



○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成27年度第11次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 平成27年度第11次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、別紙の議案第3号 平成27年度第11次農用地利用集積計画承認の件についてご説明申し上げます。

それでは、議案第3号、農用地利用集積計画書（案）6ページをお開きいただきたいと思います。

今回の申請は、利用権の設定が6件で171.02アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

○○○○さんですが、申請面積は59.50アール、更新でございます。

○○○○さんですが、申請面積は9.79アール、更新でございます。

○○○○さんですが、申請面積は10.21アール、更新でございます。

株式会社○○○○ですが、申請面積は30.83アールで更新でございます。

○○○○さんですが、申請面積は4.35アール、更新でございます。

○○○さんですが、申請面積は56.34アール、再設定となっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成28年度袖ヶ浦市農地の賃借料情報の提供について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号、農地の賃借料情報の提供を議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第4号 平成28年度袖ヶ浦市農地の賃借料情報の提供についてご説明申し上げます。

農地の賃借料情報の提供については、提案理由は平成21年12月15日付で農地法の一部を改正する法律が施行され、改正前の「標準小作料制度」に変わり、改正農地法第52条で「農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、新たに農業委員会による農地の借賃情報の提供」が規定されましたので、提供するものであります。

情報の内容といたしましては、毎年1月から12月までの農地法第3条や農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料を集計し、地目別、地区別に10アール当たりの最高額、最低額、平均額、袖ヶ浦市の平均額などを提供いたします。

提供の方法といたしましては、農業委員会総会において賃借料情報を決定後、農業委員会のホームページ等に掲載するなどしてお知らせいたします。

説明は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号について提案のとおり提供することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については提案のとおり提供することに決定いたしました。

◎議案第5号 袖ヶ浦市農業委員会委員倫理規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 袖ヶ浦市農業委員会委員倫理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第5号 袖ヶ浦市農業委員会委員倫理規則の一部を改正する規則の制定についてご説明をいたします。

議案書の9ページをごらんください。農業委員会委員の倫理規則につきましては、一昨年に委員の皆さんの手によって、不祥事に対する再発防止と綱紀粛正の観点から、倫理規則の策定を開始し、昨年の3月18日に施行されたところでございますが、ご存じのとおり農業委員会等に関する法律が改正され、新たに農業委員会に農地利用最適化推進委員を置くものとされたことと、農業委員の任命権者が市長となったことから、推進委員に対してもこの規則の対象とすることに加え、農業委員の非違行為等があった場合の市長への報告などについて追加規定するため、規則の一部を改正しようとするものでございます。

議案10ページ、11ページをごらんください。改正のポイントをご説明させていただきます。まず、5行目の題名でございますが、農業委員及び推進委員で構成する農業委員会としての規則とすることから、「委員」を削り、袖ヶ浦市農業委員会倫理規則とします。

次の第1条では、農業委員だけであったところに、農地利用最適化推進委員の追加と、以下双方の委員をあわせて「農業委員等」に改めるものでございます。

第2条の第1号では、農業委員の任命根拠が改正されたことから対応するものでございます。

また、第2号を第3号に繰り下げ、新たに第2号として対象となった、農地利用最適化推進委員の委嘱根拠を追加いたします。

以下第9条までは、農業委員及び推進委員で構成する農業委員会の規則とすることから、「農業委員」を「農業委員等」に改めるものでございます。

次に、第10条では、「農業委員」を「農業委員等」に改めるとともに、第2項を第4項に繰り下げ、第2項として、農業委員に限った非違行為の場合の市長への報告と、第3項では、農業委員への処分を行うときには、市長の意見を聞くことを追加しております。これは冒頭でご説明いたしました農業委員の任命権者が市長となったことによるものでございます。

最後に、附則でございますが、法律改正の施行日に合わせて平成28年4月1日とするものでござい

ます。

総会資料22ページから23ページが、改正箇所の新旧対照表となっております。

説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については提案のとおり規則を制定することと決定いたします。

◎議案第6号 袖ヶ浦市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第6号 袖ヶ浦市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第6号 袖ヶ浦市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明をいたします。

議案書の12ページをごらんください。袖ヶ浦市農業委員会会議規則については、農業委員会等に関する法律に基づき規定されているもののほか、農業委員会の会議の運営等に必要な事項を定めておりますが、昨年、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員会会議規則においても、その一部を改正しようとするものです。

議案13ページをごらんください。上から4行目からが改正箇所となっておりますが、改正の主なものとしたしまして、6行目、第5条ですが、今までの選挙による選出が、市長の任命に変わったことによる改正でございます。

次に、8行目、第11条ですが、建議についての項目が削除となったための改正になります。

その他につきましては、法律の改正に合わせた文言等の修正となっております。

最後に、附則でございますが、本規則の施行日について、法律改正の施行日に合わせて平成28年4

月1日とするものです。

総会資料26ページから27ページが、改正箇所の新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については提案のとおり規則を制定することと決定いたします。

◎議案第7号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第7号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第7号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定についてご説明をいたします。

議案書の14ページをごらんください。袖ヶ浦市農業委員会処務規程については、農業委員会等に関する法律に基づき規定されているもののほか、農業委員会の運営について必要な事項を定めておりますが、昨年、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員会処務規程においても、その一部を改正しようとするものです。

議案15ページをごらんください。上から4行目からが改正箇所となりますが、改正の主なものとしたしまして、6行目、第9条、こちら事務局の所掌事務の項目になりますが、同条第8号に農地利用最適化推進委員を加えること、また同条第15号の選挙人名簿に関する事項の削除。また、別表第2、こちらは文書保存期間表になりますが、そこに推進委員の名簿を加える改正となっております。

その他につきましては、法律の改正に合わせた文言の修正等となっております。

最後に、附則でございますが、本訓令の施行日について、法律改正の施行日に合わせて平成28年4

月1日とするものでございます。

総会資料28ページから31ページが、改正箇所の新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。第2条の改正した内容についてでございます。委員から農業委員会委員というふうに変えられましたけれども、農業委員会委員とした背景、理由等を教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。こちらの文言の修正になるのですが、当初委員という形で市の処務規程規定されておりました。公布された国のほうの修正案の中で、この言い回しの部分が委員を農業委員会委員という言い方になっておりましたので、そちらのほうに合わせて、市の規程のほうも農業委員会委員というふうに変更させていただくものでございます。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございます。ということは、会長職につかれる方は、農業委員と、それから推進委員、いずれかから選出されるという解釈でよろしいのですか。

○議長（中川喜一郎君） 佐久間局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 農業委員の会長さんにつきましては、新しい制度では農業委員の中から選ぶというふうに考えております。その理由としましては、農業委員会委員に関しては、法令業務もを行いますし振興業務も行う。推進委員に関しては、振興業務を行うだけというふうなことのすみ分けになっておりますので、農業委員会会長としては両方の業務を行う農業委員さんのほうから選ぶというふうに解釈しております。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですね。

高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 選ぶという言い方ですか、選ばれる。

○事務局長（佐久間泰利君） 選ばれます。失礼しました。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。



組合は農事組合法人になっており、販売は〇〇さんが担当し、〇〇の洗浄、選別作業はパートを雇っているとのこと。平成3年に〇〇が集出荷施設を整備し、平成19年に施設内に共同洗浄選別施設を導入したそうです。出荷量は年間134万ケースで、1日約8,000ケースを出荷しているとのこと。現在の作付面積は、年2回ほど作付をするところもあり、延べ面積で約200ヘクタール、〇〇〇の〇〇や〇〇、〇〇〇〇などで主に作付をしているとのことでした。〇〇〇〇には全体の3分の1ぐらいの面積を借りていると思うとの報告でした。現在の施設では現在の出荷量が限界なので、今後は面積の維持が目標になっているということです。平成25年に団体経営の部で〇〇〇〇〇〇〇を受賞したということも聞いております。これは生産者と〇〇と〇〇の連携がうまくとれており、作物の生産面積の規模拡大と経営の仕方が評価されたとのことでした。これにより他県からの視察も多くあるとのことでした。〇〇〇〇〇〇は、〇〇の指導のもと、〇〇〇〇の認証を受けており、組合で〇〇の品種や肥料、使用薬剤などを統一しているとのことでした。〇〇の連作障害を防ぐために、夏はスイカやエンバクなどの緑肥を作付したり、圃場消毒等を行っているそうです。

農地の貸借については、親戚や農家同士のつき合いで情報を得ているとのことでした。借りた畑を耕作していると、隣接する畑の地主さんから耕作を頼まれることがあり、作付面積が増えるようになっているとのことでした。しかし、〇〇〇〇の農業経営基盤強化促進法による農地の貸借の手続はほとんどされていない状況でした。その要因としては、農地の貸借の手続の効果について、農地の貸借の手続をすると契約期間が過ぎても解約手続をしないと耕作権が残ってしまうと思っている方が多いとのことでした。そのことに対し、農地法3条の貸借手続の場合は、契約期間が過ぎても解約手続をしなければ耕作権が継続しますが、農業経営基盤強化促進法による貸借手続の場合は、契約期間満了によって地主に権利が戻るということを説明してきました。借地金について確認しますと、昔と同じ考えで米1俵の金額で、1反当たり〇万円から〇〇万円ぐらいで設定しているとのことでした。なお、金額は個々で設定しているので、それ以上の金額で設定をしている人もいるかもしれないということでした。

今後についてなのですが、農地の貸借については法令で規定されているわけではありませんが、状況の把握などから、〇〇〇〇と〇〇〇の農業者へ農地法3条の手続よりも簡単な手続で済む農業経営基盤強化促進法による農地の貸借の手続を行うよう積極的に周知を行いたいと思います。

農業経営基盤強化促進法による農地の貸借の手続をした場合は、借り主については、契約期間内は双方の合意がなければ契約の解除にならないため、契約期間内は安定した経営計画を立てられるようになります。貸し主については、契約期間満了により土地の権利が戻ってくるということが書類上で証明されるので安心となります。そのほかでは耕作をする上でのマナーについても状況を確認したいと思っております。

以上が〇〇〇〇〇〇組合へ状況の確認について行ってきました内容の報告と今後の対応についてのご説明になります。

○議長（中川喜一郎君） ただいま高品さんより説明がありましたけれども、〇〇〇〇〇〇について、質疑等ありましたらどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、〇〇〇〇〇〇について意見ないようですので、この件については説明を終了いたします。

ほかに委員の方から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ないようですので、事務局のほうから何かございますか。よろしいですか。それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

○21番（御園 豊君） ちょっと待った。その他、その他。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありますか。

○21番（御園 豊君） いやいや、この説明して、これで本会議の説明、事務局の説明が終わりますと。委員の中からほかに何かありませんかということ。

○議長（中川喜一郎君） 一遍聞いた。その後、ほかの委員から何かございますかと言ったのだけれども、ないから先へ行ったのだけれども、あればどうぞ。

○21番（御園 豊君） この件でと言ったでしょう。

○議長（中川喜一郎君） そのとき言わないから。

○21番（御園 豊君） では、その他でよろしいですか。

○議長（中川喜一郎君） 〇〇のことではなくて。

○21番（御園 豊君） ええ、事務局説明の質疑ではありません。その他です。

○議長（中川喜一郎君） では、その他どうぞ。

○21番（御園 豊君） その他よろしいですか。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○21番（御園 豊君） では、長い間、私も通算4期、本日で職務が終わるわけでございますけれども、長い間大変お世話になりました。そして、最後の中で確認事項2点お聞きしておきたいと思うことがございます。

まず、第1点は再確認でございますけれども、今回の新しい農業委員の選任方法について、3地区に事務局が説明をされたわけでございますが、私どものほうの区長さんのほうから、その後再度私のところへ来て、教えていただきたいということで来られた方がおります。それは今回の農業委員、あるいは指導員の選任方法、選任趣旨ということで事務局から聞いたのですが、よく理解できなかったということで再度来られた自治会長さんがおられます。そこでの説明をしたわけですが、その3地区それぞれどういう形で事務局側から選任趣旨、方法を説明されたのか。再度参考までにもう一度お伺いをしたいと思います。1点、まず1点お願いします。

○議長（中川喜一郎君） 佐久間局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 今の御園さんからのお尋ねなのですけれども、今回の農業委員の改正、これの一番の目的とでも申し上げますが、農地の有効利用のための農地集積を図ること。これが主な目的になります。これを具体的な改正として考えた場合、委員数をまず、農業委員さんですが、委員数を削減した上で選挙制度を廃止し、推薦と公募による委員、これを市長が任命するものとしたこと。また、利用集積のための推進委員の新設であります。農業委員の定数については、袖ヶ浦市の農家戸数、農地面積、これらを勘案し、上限が19人となりますが、従来 of 地区分けを基本に考えまして、中立的な立場の者や公募、こういったものを考慮しまして16人としております。また、市長が任命するときは、新たに条件として加えられました過半数以上が認定農業者でなければならないとの規定によりまして、16人の定員のうち9人以上が認定農業者であることが必要となることなどを区長さん方、たしか68名だったと思いますが、5地区に分けまして、それぞれ同じ説明をさせていただきました。具体的に16人中9名、実際には地区推薦を13名というふうに仮定しておりましたので、13地区のうち9名が認定農業者をお願いしますという形で、依頼はできないのですけれども、働きかけをさせていただいたというところでございます。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 3地区でご指導願って説明をいただき、その3地区においては現農業委員の方々も都合のできる方が参加をして参列して立ち会ってご説明を受けたわけですけれども、なかなか農業政策については、区長さん方も農業に関与している方々はある程度理解ができていたようなのですけれども、今自治会長さん方というのは農業に関係ない方々が相当数おられるようで、その方々は全く農業そのものの認識がない。そして、今回の説明の中でもいろんな趣旨、いろんな条件等々伺ったわけだけれども、自治会長に一任され、自治会長さん方で相談して選んでくださいというふうに受け取っていたようです。本来こういう大改革の場合は、何しろ終戦後初めてこれだけの根本的な改革されたわけですから、本来はもう一言、自治会長さん方と今まで農業委員の経験者を交えて今回の選出をお願いしたいと言言っていたいただければ、自治会の皆さんもそこらを参考にした中で協議ができ、選任されたものと思います。ですから、うちのほうでも区長さん方だけで農業委員、あえてあえて地区の農業委員選考については、あえてそこに参列してくれという要請はなかったようであります。やはり自治会長さん方に一任されたという認識が多かったように伺っております。ですから、今回初めての経験されたわけですので、3年後またこういった選考方法、選任方法があるわけですけれども、3年後はひとつ自治会長さん方に依頼すると同時に、過去に農業経験者、あるいは農家地区であれば実行組合とか、そういった方々が農業に専念しているわけですから、そういった農業に携わっている方々も踏まえて選考をしていただきたいと思いますということを3年後はひとつぜひお願いしたいなと思って、今回、気が付いた点でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと次、もう一点でございますが、今回新しく農業委員、あるいは推進委員がほぼ各地区から選

考され出そろったようでございますけれども、我々も現職としてこれで終わりでございますが、差し支えなければ新農業委員、あるいは推進委員のメンバーをひとつお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 新しい農業委員さんと推進委員さんのメンバーというふうなお尋ねでございますけれども、今すぐには名簿というのは手元にはございません。新しい農業委員さんの中には、現職の農業委員さん2名を含んで全員で16名。それから、推進委員さんのほうですけれども、やはり現職の農業委員さんが数名入っております。あと、そのほかは地区からの推薦という方が大多数であります。まず、農業委員のほうですけれども、私ども基準を満たすために中立な立場の者ということで、千葉県税理士会木更津支部のほうへお願いしまして1名を推薦していただいております。そのほかに千葉県女性農業者の会というのがございまして、そちらのほうから女性を2人ほど推薦をいただいております。たまたま農業委員に関しては応募の2名がございませんので、その推薦2名を含めると、ちょうど定数の16名になったというところでございます。

推進委員のほうですけれども、1名自分から手を挙げまして応募というのがございました。当初は応募が1名だった関係で、もう一名を私のほうからある農業団体のほうに周知したところ応募があったというような状況で、こちらのほうも定数25いっぱいになっております。今月の議会、こちらのほうに農業委員に関しては議会同意を得る必要がございますので、提案をしております。今月25日がその議会の議決ということになっております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○21番（御園 豊君） はい、ありがとうございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

藤井委員。

○26番（藤井幸光君） 今の件ですけれども、ちょっとお尋ねしたいのですが、例えば農業委員長になりたいという意思がある方がいまして、事前選挙運動はしてもいいのでしょうか。質問します。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 事前の選挙運動というふうなことでございますけれども、今回は公職選挙法全く関係がなくなってしまっておりますので、そこには抵触しないであろうかと判断ができるところであります。

それから、現在、先ほども申し上げましたとおり、農業委員さん16名に関しては、今の段階ではまだ決定ではございません。議会の同意を25日に得まして、その後、市長の決裁をいただいて、4月1日就任というふうな段取りを考えておりますので、事務局としてはそのところはちょっと承知しかねるところであります。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 今回大幅な改革がされたわけでございますけれども、君津郡市においても袖ヶ浦が先頭切って今回改正になったわけですが、他3市の農業委員会の委員の方々のお話の中では、今回の大改革の中で袖ヶ浦の農業委員会が改正されたようですので、その状況、活動状況等々を参考に、他市3市もそれぞれ改革、時期が来たらやる予定ですよというようなお話もちろほら入ってきています。よって、今回の3市の中で袖ヶ浦が先頭切ったわけですので、他3市はよりよい参考資料となるように、ひとつ袖ヶ浦の新しい選任される農業委員の方々になっていただければなと願望しているところでございますので、近々選任されると思いますけれども、選任された暁には、他市3市がそこら辺の動向を見ているようだから、ひとつそこらも踏まえて、よりよき農業委員会の活動をお願いしたいということは、事務局からもひとつ事務要請として皆さんをお願いしておいていただければ、なお結構ではないかなと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありませんか。

○12番（宮嶋十郎君） 農地の貸借料情報と表がありますけれども、うちの子供達の話を知ると、今は農地を貸し出すほうの方に関しては、借りる人は1万円で借りているのだけれども、それよりも多くの金を国から地主のほうに支給してくれるというのだけれども、それについての情報というのがあったら。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、何か話しができれば。

○事務局（高品吉朗君） 農林振興課で農地の利用集積をしているときに、貸し手と借り手に補助金が出るという、その制度のことでしょうか。

○12番（宮嶋十郎君） そう、そう。

○事務局（高品吉朗君） その制度は今現在行われておりまして、ですが、ちょっとそこまでの詳しいお話については担当課に確認しないと。

○12番（宮嶋十郎君） 確認してからでいいのだけれども、この貸借料の標準額が出たときに、このほかにだから国から地主に幾ら出る、この数字で書いてもらおうと、農業委員やった人たちもこの表見て、貸し手にもお金が出るのであるというのを地主が知ったほうが、貸す側も有効に出せるのではないかなと思うし、無断で相対して土地を貸し借りした人には当然出ないのだから、手続上もきちんと、この席で方法、紙面で各委員全員がわかるようにした表をつくってもらったら、来期からはもっとわかりやすいのではないかなと思って。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 貸借料情報につきましては、補助金の制度とはまた別の状況のものでございまして、今回こういった形の様式というのが決められておりますので、借賃等の情報については、こういう様式でということで作成されております。補助金につきましては、農林振興課のほうの所管になりますので、我々のほうから幾らになるかということに記載するということはちょっとできないよ

うな形になりますので、ご了承のほう、お願いしたいと思います。我々職員がですけれども、農地の利用集積したときに補助金があるよということは、確認があるようなので、農林振興課のほうでその貸し借りについて確認をしてくださいということで申し上げていることはあります。

○12番（宮嶋十郎君） あくまでも他部署のことには口が出せないということね。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 確かに言われていることはわかるのですけれども、今の宮嶋委員のこれまでの経験と、私個人的にも考えるのですけれども、やっぱり優しい行政であってほしいのですよ。農業委員の方々は、今のここにおられる方はもう本当にベテランで、どんな案件も処理できる方々がそろっています。そう思うのですけれども、これからの新しい農業委員、または推進委員等は、私は大変失礼な言い方かもしれませんが、これだけの〇〇、〇〇を持った方はいないと思うのですね。そういう中では、事務局みずからそういう方々に対して、一生懸命わかってもらうためにどういうふうな説明をしてあげたらいいのかということの研究をしてやっていただきたい。要するに宮嶋委員の言われることは、これからのためにそういうことはできないでしょうか、してあげてもらうことできませんかという質問だと思うのですよ。それを木で鼻をくくったような答えをするようでは、袖ヶ浦市農業委員会はより発展できないと思います。また、新しい農業委員の方々は知識も十分発揮できないと思います。ぜひ私からも優しい農業委員会であってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。貴重なご意見ありがとうございました。鈴木のほうが先ほど言ったように、様式のことに関しては形が決まっているということで、そういう形にはさせていただきますが、委員会の総会の中で参考資料とかという形で表現の仕方、何かしら周知の方法とかあると思いますので、やはり今ご指摘いただきましたように、これからの委員さん、それから何しろ広くそういう制度があるということを農業者さんにもわかっていただかないと活用できない部分になりますので、その辺ちょっとうちのほうも勉強しまして、今後対応させていただきたいと思いますので、ご了承ください。

○議長（中川喜一郎君） 奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。その辺に絡むのですけれども、私どもが3年間やった中で一番あれしたのがやっぱり例の不祥事だと思うのです。それを取りまとめた件についてはホームページに載ってはおりますが、それをきちんと見ている新しい委員さんもなかろうかと思います。全部が全部それを見ているわけではなかろうかと思いますので、その辺のものと、もう一つは、地産地消に関しての建議、これからは動議ということでございますが、これもここで終わりという形ではないので、その点については次の委員さん方にやっぱり続けて検証していくなり、また続けて議論していただきたい案件ではありますので、次の委員さん方にひとつ冊子なり何なりにしてお配りいただければ。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 奥野委員からも貴重な意見ありがとうございます。当然この委員の農業委員会の倫理規則、こちらに関してはおおいおい、これ個別に研修、倫理の研修というふうなことも当然スケジュールの中に考えています。それから、建議の部分に関しては、多少方向が違ったような形の意見書というふうな取り扱いになりますが、こちらのほうも委員さんのほうへ投げかけまして、委員さんの中から持ち上げてくるというような意見書の提出というふうなことも事務局のほうで考えさせていただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。よろしいですか。

御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。認定農業士を9人以上という今回の選任方法があるわけでございます。提示されたわけですけれども、仮にこれが全員農業士、認定農業士であれば、なおいいということなのかどうか、事務局のほうの見解を伺いたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 佐久間局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 認定農業者の関係ですけれども、条文によりますと過半数以上でなければならないという表現になっております。ですから、16人ですから過半数8、それ以上ということは9人以上ということで今回設定させていただきました。結果的には現在16名中11名が認定農業者という状況でございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして第38回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時26分 閉会